

# 持続可能性に配慮した調達コード（第3版） 解説

## <個別基準：農産物>

2024年5月  
公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会



大阪・関西万博では持続可能な万博の運営を目指しており、その取組の1つとして持続可能性に配慮した物品やサービスの調達があります。農産物については、食品としての安全性が重視されるのはもちろんですが、近年、生産段階における環境負荷の低減、労働安全の確保や人権への配慮等も求められ、様々な認証制度も開発・普及されるなど、「持続可能性への配慮」が世界的な潮流となってきました。

このため、大阪・関西万博において使用される農産物についても、その生産段階の持続可能性への配慮が確実なものとなるよう、「持続可能性に配慮した農産物の調達基準」を策定し、遵守を求めています。

本解説は、調達基準の主旨や内容について理解を深めることができるようポイントを説明しつつ、持続可能性の意味や必要な取組について幅広い方々にも理解を深めていただけるように作成しました。

調達基準と本解説により、生産者だけでなく、加工や流通も含め、全ての段階の関係者が高い意識を持って取り組み、農林水産業・食品業界全体で持続可能性の水準が底上げされることを期待しています。



## 概要

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象           | <p>飲食サービスに提供される農産物の生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品</p> <p>生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること。また、食品ロス削減にも配慮して調達すること。</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 要件           | <p>① 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。</p> <p>② 周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。</p> <p>③ 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。</p> <p>④ 作業者の人権保護を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。</p>                                                     |
| 要件への適合度が高いもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>● GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又はJGAPの認証を受けて生産された農産物</li> <li>● 博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物</li> <li>● 農林水産省作成の「国際水準GAPガイドライン」に準拠したGAP に基づき生産され都道府県等公的機関による第三者の確認を受けて生産された農産物</li> <li>● 環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて公的機関等による第三者の確認を受けて生産された農産物</li> </ul>                                                                            |
| 留意点等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度から、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物の利用に配慮すべき。ただし、サプライヤーが、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。</li> <li>● 海外産の農産物で、上記要件を満たすことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先する。</li> </ul>                                                      |
| 調達計画・結果の報告   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない。</li> <li>● 生鮮食品について、「要件への適合度が高いもの等」の農産物の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由及び上記要件①～④の遵守に向けた取組内容を記載しなければならない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                      |
| 推奨           | <p>要件に加え、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、以下の農産物を最大限調達することが推奨される。また、この取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容および調達状況を公表する。博覧会協会は優れた取組事例を博覧会協会HP等にて公表するとともに表彰する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境面の配慮が特に優れたものとして有機農業により生産された農産物</li> <li>● 温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物</li> <li>● 障がい者が主体的に携わって生産された農産物</li> <li>● 世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物</li> </ul> |
| 書類保管義務等      | <p>1 年間。博覧会協会が求める場合は提出しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

# 共通基準との関連、調達コード遵守に向けて

博覧会協会、ライセンサー及びパビリオン運営主体等が提供する飲食サービスに使用される農産物については、「持続可能性に関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

**【解説】** ここでは、調達コード（共通基準）の規定が個別基準についても適用されることを示しています。

例えば、調達物品等の製造・流通等における差別・ハラスメントや強制労働・児童労働の禁止、調達物品等のマーケティングにおける不当表示の禁止等を規定する「3. 持続可能性に関する基準」を満たしていただく必要があります。また、「5. 担保方法」に基づき、調達コードの遵守状況について博覧会協会が確認する場合があるほか、「(11) 通報受付対応（グリーンパス・メカニズム）」に基づき調達コードの不遵守に関する通報については通報受付窓口で受け付けます。

ライセンサーは、ライセンサー直接契約事業者と締結する契約において、ライセンサー直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。また、パビリオン運営主体等は、パビリオン直接契約事業者と締結する契約において、パビリオン直接契約事業者による本個別基準の遵守が確保されるように、必要な内容を仕様書に記載する等の措置又はその他の適切な措置を講じなければならない。

**【解説】** ここでは、本個別基準を遵守するために適切な措置を講じることを求めています。

ライセンサー※<sup>1</sup>やパビリオン運営主体等※<sup>2</sup>が、本個別基準を遵守するためには、調達先に調達コードを周知し、仕様書等に必要な内容を記載する等の措置を講じる必要があります。

※ 1：大阪・関西万博ロゴ等を用いたライセンス商品を製造・販売等する事業者

※ 2：日本国政府、博覧会協会、博覧会協会と出展に関する参加契約書を締結する外国政府、国際機関及びその他の機関（公式参加者）並びに企業及び自治体等（非公式参加者）、博覧会協会と商業活動に関する営業参加契約書を締結する事業者（一般営業参加者）、その他博覧会の各パビリオンの運営に参画する事業者（未来社会ショーケース事業参加者、TEAM EXPO2025参加者、催事参加者、及び広報・プロモーション参加者等）



# 対象及び食品ロス削減

1. 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品（※）及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。  
サプライヤー<sup>注1</sup>は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物における生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。

注1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー」を「ライセンシー直接契約事業者」に読み替える。また、パビリオン運営主体等が調達する物品・サービスに関しては「サプライヤー」を「パビリオン直接契約事業者」に読み替える（以下同様）。

**【解説】**ここでは、農産物個別基準の対象及び食品ロス削減に関して記載しています。

農産物個別基準の対象は、博覧会協会及び博覧会協会が契約を締結する物品・サービスの提供事業者<sup>※1</sup>（サプライヤー）、ライセンシー、パビリオン運営主体等が提供する飲食サービス<sup>※2</sup>に使用される農産物（生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品）となります。

※1：以降は、サプライヤー、ライセンシー、パビリオン運営主体等を総称してサプライヤーと表記します。

※2：大阪・関西万博に関連して来場者等に提供される飲食品（飲食・物販）を指します。

○ 含まれるものの例：パビリオンや会場内のレストラン等で提供される飲食品、ライセンシーが販売する大阪・関西万博のロゴマークがついた公式商品

× 含まれないものの例：調味料に微量に含まれる農産物、サプライヤーや作業員等が自身で持ち込んだ弁当





# 対象及び食品ロス削減（つづき）

## 【解説】

サプライヤーは、農産物の生鮮食品について調達基準を満たすものを調達することが求められます。また、加工食品については、多種多様な原材料を大量に用いて製造されるものが多い中で、その原材料については、均一な品質、ロットの確保、価格、製品にあった品種・規格等が重要となることから、実現可能性を考慮し、主要な原材料（使用した原材料に占める重量割合で最も上位のもの）である農産物が調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとしています。

なお、博覧会協会は、必要に応じて、使用する食材に係る持続可能性への配慮の状況について確認します。

また、サプライヤーは**食品ロス削減**のため、必要な量及び賞味期限等を配慮し計画的に調達することが求められます。食品ロス削減とは、飲食を提供・販売する際に賞味期限切れや余剰による廃棄が生じないように需要予測、適正受注を進めること、農産物の加工の過程で発生する廃棄物の量削減に取り組む事業者から調達することを推奨するものです。

### 「参考」

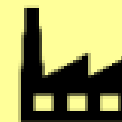
農林水産省「食品ロス削減推進法基本方針について食品関連事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと」

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku\\_loss/attach/pdf/161227\\_4-148.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_4-148.pdf)

## 求められる役割と行動

- ✓ 需要予測の高度化や適正受注の推進
- ✓ 消費実態に合わせた容量の適正化
- ✓ 原料の無駄のない利用、製造・出荷工程の適正管理・鮮度保持
- ✓ 製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長
- ✓ 年月表示化など賞味期限表示の大括り化
- ✓ 食品の端材や形崩れ品の有効活用

食品  
製造業



# 持続可能性の観点から求められる要件

2. 上記1の農産物について、持続可能性の観点から以下の①～④が求められる。

- ①食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④作業者の人権保護を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

**【解説】** ここでは、農産物の生産段階において求められる要件を示しています。

①では、食材の安全を確保するための措置を求めており、具体的には、農薬の使用方法の遵守及び記録、水源の安全性の確認、汚染・異物混入防止対策などを行っていることが必要です。

②では、周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するための措置を求めており、具体的には、周辺環境や生態系に影響を与えないような農薬散布方法の採用、廃棄物の適正な処理・利用などを行っていることが必要です。

③では、作業者の労働安全を確保するための措置を求めており、具体的には、安全作業のための服装や保護具の着用、危険箇所等を示す表示板設置等による作業環境の改善、農薬・燃料等の適切な管理などを行っていることが必要です。

④では、国内外の労働関係法令等の遵守や労働環境への配慮などが重要となっていることから、作業者の人権保護を確保するための措置を求めています。具体的には、性別・国籍・出身地・宗教による差別の禁止、強制労働の禁止、適切な雇用契約の締結、休憩場所・休憩時間の確保、社会保険・労災保険への加入など、作業従事者の基本的な人権を守るためのルール作りを行い、実施することが必要です。



3. GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又はJGAP認証を受けて生産された農産物については、上記2への適合度が高いものとして原則認める。このほか、上記2への適合度が高いものとして博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された農産物についても同様に扱うことができるものとする。

【解説】ここでは、要件①～④への適合度が高いものとして既存の認証スキームを活用することができることを示しています。

具体的には、**GLOBALG.A.P.**、**ASIAGAP** 又は**JGAP**の認証品については要件①～④への適合度が高いものとして原則認めるものとしています。

このほか、次ページに記載した博覧会協会が認める認証スキームによる認証品についても原則認めることとしています。

ただし、認証品であっても、博覧会協会が要件に適合しないおそれが高いと判断したものについては、基準適合性を確認します。

「参考」

GLOBAL G.A.P <https://www.globalgap.org/ja/>

ASIAGAP <https://jgap.jp/asiagap/>

JGAP <https://jgap.jp/jgap/crops/>





# 調達可能なもの（つづき）

## 【解説】

その他の認証スキームについては、以下の(1)～(3)を全て満たすことが、スキームオーナーからの申請に基づき確認できれば、当該認証スキームによる認証を受けて生産された農産物についても、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又はJGAPの認証制度と同様に扱うこととします。

- (1) 審査項目が要件①～④の考え方に沿ったものであること
- (2) 当該認証に関し、審査及び認証の方法や手続きに関する明確な規定があること
- (3) 審査及び認証が次のいずれも満たす審査機関により実施されていること
  - a. スキームオーナーとの契約、登録等に基づき審査を行っていること
  - b. ISO17065 に基づき審査する能力を有すること

「博覧会協会が認める認証スキーム」に関する申請の手続きについては、下記のとおりです。

申請者は、以下の書類を博覧会協会に提出してください。書類は日本語で作成し、英語表記のものは日本語訳を添付してください。

- ・ **申請書**（[こちら](#)からダウンロードしてください）
- ・ 認証スキームの概要（趣旨・目的、認証内容、対応品目、認証取得件数等）
- ・ スキームオーナーの法人情報（名称、主な事務所の所在地、代表者、事業概要等）
- ・ **チェックリスト**及び記入内容の根拠が確認できる資料（審査基準等）（チェックリストは[こちら](#)からダウンロードしてください。）

申請書類はメール（[ESMS-choutatsu@expo2025.or.jp](mailto:ESMS-choutatsu@expo2025.or.jp)）に上記書類を添付してお送りください。郵送をご希望の場合、メールにてお問い合わせください。

申請できるのは原則として認証スキームを所有し、運営・維持しているもの（スキームオーナー）とします。

審査の上、適当と判断したものについては博覧会協会の持続可能性に配慮した調達コードのページ（<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>）で公表します。審査には2か月程度かかる見込みです。

## 調達可能なもの（つづき）

4. 上記3に示す認証を受けて生産された農産物以外を必要とする場合は、上記2への適合度が高いものとして、農林水産省作成の「国際水準GAPガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されなければならない。

【解説】ここでは、前ページまでに記載した農産物以外が必要な場合について記載しています。

以下のものは、要件①～④への適合度が高いものとして、同様に扱うことができます。

（1）国際水準GAPガイドラインに完全に準拠していることを農林水産省が確認したGAP（都道府県、JA、生活協同組合などGAPの策定・運営主体は問わない。）に基づいて生産され、かつ、

（2）都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されたもの。具体的には、都道府県等公的機関（都道府県、市区町村または市区町村連合。ただし、(1)のGAPの策定・運営主体と異なる場合は、当該策定・運営主体と第三者確認に関して文書による合意が必要。）が当該GAPのうちGAPガイドラインに定められた取組内容の全てについて、その生産実態の適合性を次ページに示す方法により確認していること

の双方を満たす必要があります。

なお、(2)の確認については、都道府県等公的機関が、次ページに示す方法に準拠した確認が行える体制を整えて実施すればよく、その方法の適否について博覧会協会の承認を得る必要はありません。また、都道府県等公的機関が、確認能力を有する外部機関（地方公共団体が出資している法人など）に委託等を行い確認することも可能です。

「参考」

農林水産省「国際水準GAPガイドライン」 [https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap\\_guidelines/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html)



## 【解説】「都道府県等公的機関による第三者の確認」の方法

- 1 都道府県等は、以下 2 ～ 6 の内容を規定するGAPの取組に係る確認要領を定め、公表する。
  - 2 都道府県等は、毎年、都道府県等の運用するGAPガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に準拠したGAPのうち「国際水準GAPガイドライン」に定められた取組内容の全てについて、申請者（生産者、団体（構成生産者含む。））の取組状況を調査し、調査結果を点検する仕組みを設ける。
  - 3 調査に従事する調査員は、以下のア及びイを満たすこと。
    - ア 申請者と利害関係※がないこと。
    - イ GAPの取組に精通した者（民間認証スキーム等の指導員、内部検査員、審査員の資格を有する者、研修受講者等）であること。
  - 4 2 の仕組みに基づき点検する者は複数人とし、申請者と利害関係※がなく、調査員から独立した者であること。
  - 5 調査・点検の方法
    - （1）申請者の取組状況の調査・点検は、原則、毎年行うものとする。なお、都道府県等による確認の有効期間を複数年設定する場合にあっても、原則、毎年調査・点検を行う。
    - （2）申請者の取組状況の調査・点検は、共通の管理方法を採用している複数の生産者を一括して団体として行うことができる。その場合は、団体を構成する生産者の取組状況に加え、団体事務局の管理体制、団体事務局が行う内部点検の実施状況についても調査・点検を行う。なお、団体を構成する生産者の取組状況については、抽出により調査することができるものとする。抽出数は団体を構成する全生産者数の平方根以上とする。
  - （3）調査結果の点検後は、都道府県等の長は申請者に対しガイドラインに準拠した取組が行われていることを確認した旨の通知を行う。
  - 6 都道府県等は、調査結果等関係書類を大阪・関西万博終了後から 1 年が過ぎるまでの間保管する。
- ※：3 のア及び 4 の利害関係とは、①調査員または点検する者が申請案件の指導に関わっている場合、②調査員または点検する者が申請者の直接の取引先等と関係がある場合
- 例えば、申請者と同じ総合（単位）JA の職員等、申請者が出荷または資材を購入しているJA の職員等、申請者が直接取引する生協、市場や資材メーカー等の職員等が該当し、申請者と取引のない別管内のJA や資材メーカー等の職員、等は該当しない。

# 調達可能なもの（つづき）

5. 上記3、4の農産物以外を必要とする場合は、環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて公的機関等による第三者の確認を受けて生産されたものを調達することとする。<sup>注2</sup>

注2：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律による農産物等。このほか、有機農業により生産された農産物も認める。但し、サプライヤーは上記2の①、③及び④にも配慮を行い調達すること。

【解説】ここでは、前ページまでに記載した農産物以外の農産物が必要な場合について記載しています。

GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、博覧会協会が認める認証スキームによる認証を受けた農産物、及び、国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けた農産物以外の農産物を必要とする場合、「環境面の配慮が優れているもの」として、**環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）**に基づく認定事業活動を通じて生産された農産物及び都道府県等が定める環境負荷の低減を目的とした認証制度において認証された農産物、環境保全型農業直接支払交付金による農産物も適合度が高いものとして同様に扱うことができます。

また、上記と合わせて、「作業者の労働安全」、「作業者の人権保護」といった観点にも配慮して調達しなければなりません。

なお、注2に記載のとおり、有機農業により生産された農産物（p.15参照）も、みどりの食料システム法による農産物等と同等のものとして取り扱うことができます。

## 「参考」

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

環境保全型農業直接支払交付金

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou\\_chokubarai/mainp.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html)

※出典：農林水産省



## 留意点（国内産への配慮）

6. サプライヤーは、農産物を選択する上で、農産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域の経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、開催国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物<sup>注3</sup>の利用に配慮すべきである。ただし、サプライヤーが、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければならない。

注3：みどりの食料システム戦略に資する取組等、環境負荷低減に貢献するものも含む。

**【解説】** ここでは、国内産の利用に配慮することを求めています。

農業は食料の供給だけでなく、農村において継続して行われることによりもたらされる国土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。また、輸送距離の短い開催国内から調達することは温室効果ガス排出の抑制にもつながります。こうした機能や効果の持続的な発揮に貢献する観点から開催国内で生産された農産物に配慮するように求めています。

「開催国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物」とは、前ページまでに記載した農産物を示しています。

ただし、サプライヤーが、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければなりません。





## 留意点（海外産の扱い）

7. サプライヤーは、海外産の農産物で、上記2への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

【解説】ここでは、海外産農産物に関する留意点について記載しています。

国産・海外産にかかわらず、要件への適合度が高い農産物を調達することが原則ですが、海外から調達する農産物について要件への適合度が高いことの確認が困難な場合にはこの規定を適用します。

「持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」については、フェアトレードの取組（生産者の自立や生活改善を支援するために、途上国の農産物等を適正価格で購入する仕組み）によるものや環境保全などの取組が確認できるもので、どこから調達したか追跡可能なものを想定しています。海外で展開されている認証スキームで、スキームオーナーまたはサプライヤーからの申請に基づき、こうした内容を担保できると博覧会協会が認めたものについては、この規定を満たすものとして取り扱います。

なお、サプライヤーが、上記のような認証の仕組みに基づかない海外産の農産物で、本規定の適用を希望する場合は、サプライヤーからの問い合わせに応じて個別に判断します。

「博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」に関する申請の手続きは右記の通りです。

【「博覧会協会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」に関する申請の手続き】

申請者は、以下の書類を博覧会協会に提出してください。書類は日本語で作成し、英語表記のものは日本語訳を添付してください。

- 申請書（[こちら](#)からダウンロードしてください）
- 認証スキームの概要（趣旨・目的、認証内容、対応品目、認証取得件数等）
- スキームオーナーの法人情報（名称、主な事務所の所在地、代表者、事業概要等）
- 持続可能性に関する要求事項及びトレーサビリティに関する仕組みについて確認できる資料
- 申請書類はメール（[ESMS-choutatsu@expo2025.or.jp](mailto:ESMS-choutatsu@expo2025.or.jp)）に上記書類を添付してお送りください。郵送をご希望の場合、メールにてお問い合わせください。

申請できるのは原則として認証スキームを所有し、運営・維持している者（スキームオーナー）またはサプライヤーとします。

審査の上、適当と判断したものについては博覧会協会の持続可能性に配慮した調達コードのページ

（<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>）

で公表します。審査には2か月程度かかる見込みです。

8. サプライヤーは、使用する農産物について、博覧会協会が求める調達に関する計画及び結果を原則報告しなければならない<sup>注4</sup>。なお、生鮮食品について、上記3、4、5の農産物の調達が困難な場合には、調達計画及び結果にその量、理由及び上記2の遵守に向けた取組内容を記載しなければならない。また、上記2～7及び下記9に該当するものであることを示す書類を大阪・関西万博終了後から1年の間保管し、博覧会協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

注4：博覧会協会は、サプライヤーから事前に提出された調達計画を確認し、持続可能性に配慮した調達に関して適宜協議を行う。

**【解説】**ここでは、博覧会協会に提出が必要な書類、保管すべき書類、期限等について記載しています。

サプライヤーは、生鮮食品を調達する場合、博覧会協会が別途定める調達計画書を作成し、博覧会協会に提出することが原則※が必要です。生鮮食品について、要件への適合度が高い農産物の調達が困難な場合は、その品目、量、そして調達が困難な理由と、要件の遵守に向けて取り組んでいる内容を記載いただきます。博覧会協会は、サプライヤーから事前に提出された調達計画を確認し、持続可能性に配慮した調達に関して適宜協議を行います。また、博覧会協会は必要に応じてサプライヤーに対し追加情報の開示やヒアリングを求めることがあります。 ※博覧会協会が認める場合を除く

また、サプライヤーは調達完了後、または万博終了後速やかに博覧会協会が定める調達報告書を博覧会協会に提出する必要があります。博覧会協会は、その結果を集計し公表することとしています。

なお、調達基準では、持続可能性に関する要件やその確認方法について規定しており、実際に使用された農産物がこの調達基準に沿ったものかを確認できるようにしておく必要があります。そのため、サプライヤーは調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、博覧会協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。書類に含まれる項目例として、調達元の納入事業者名、品名、数量、認証の有無及び認証名、産地、出荷者・納品事業者・加工事業者があります。さらに、サプライヤーからサプライチェーンに対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。



9. 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、環境面の配慮が特に優れたものとして有機農業により生産された農産物、温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物を最大限調達することが推奨される。また、この取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容および調達状況を公表することとする。

【解説】ここでは、要件への適合度が高い農産物のうち、持続可能性の観点でより望ましいものとして推奨する農産物を記載しています。

## ①有機農業により生産された農産物

有機農業は、化学農薬や化学肥料を使用しないこと等により、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものです。これにより生産された農産物には、**有機JAS認証品**のほか、「**有機農業の推進に関する法律**」（平成18年法律第112号）で規定されている農業生産の方法を用いて生産された農産物が該当します。後者については、有機農業により生産された農産物であることを生産者以外の者（市町村等の公的機関、流通事業者等）が当該農産物の栽培履歴などにより確認していることが必要です。

## ②温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物

温室効果ガスの排出量を削減する栽培方法で生産された農産物を調達・提供することで、農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現への貢献が期待されるだけでなく、環境にやさしい持続可能な消費の拡大と食育の推進にもつながります。温室効果ガスを削減する栽培方法として、具体的には、生産に使われる化石燃料、化学肥料・化学農薬、プラスチック資材の使用量等の削減による温室効果ガスの排出削減や、たい肥・バイオ炭の施用等による土壌への炭素貯留があります。温室効果ガスを削減する栽培方法で生産された農産物には、このような生産者の環境負荷低減の努力を定量的に評価し、「見える化」ラベルを用いてわかりやすく**ラベル表示した農産物**が該当します。

### 「参考」

農林水産省「有機農業関連情報～有機農業とは」 <https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/>

農林水産省「見つけて！温室効果ガス削減の「見える化」ラベル」

[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being\\_sustainable/mieruka/mieruka.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html)





# 推奨事項（つづき）

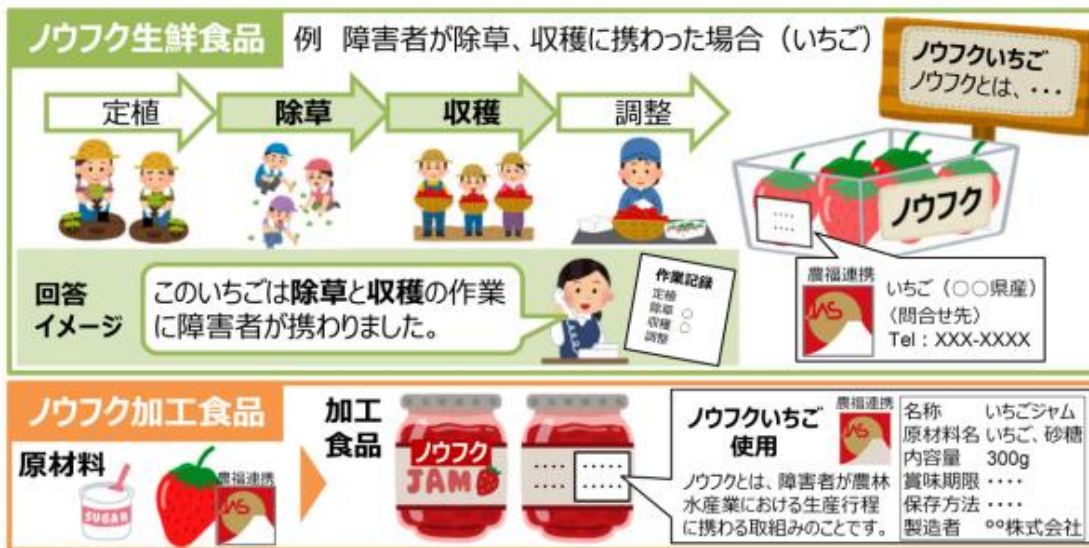
## 【解説】

### ③障がい者が主体的に携わって生産された農産物

多様な者の包摂と参画を促す共生社会の構築を図る観点から、「障がい者が主体的に携わって生産された農産物」を推奨しています。具体的には、障がい者が農産物の主要な生産活動（播種、定植、出荷など、ほ場等において農産物を直接取り扱う活動）に携わって生産された農産物であることを都道府県が確認したものが該当します。また、日本農林規格「障害者が生産行程に携わった食品」（ノウフクJAS）の第三者認証を受けた農産物もこれに該当します。

#### 規格等の内容

- 農林水産物の主要な生産行程に障害者が携わっている
- 障害者が携わった生産行程の情報提供
- 加工食品において使用する原材料やその管理
- 包装・容器等への表示の方法及び内容



出典：農林水産省農村振興局都市農村交流課「農福連携をめぐる情勢」

#### 「参考」

農林水産省「ノウフクJAS」 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/index.html>



# 推奨事項（つづき）

## 【解説】

### ④世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

世界農業遺産や日本農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった重要な農林水産業システムを営む地域を認定する仕組みであり、持続可能性の観点からも優れた取組であることから、「世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物」を推奨しています。具体的には、各農業遺産が所在する国内、国際機関や地方公共団体が定める手続きに沿って、農業遺産の農産物であることを当該団体が確認したものが該当します。

#### 日本農業遺産認定地域

日本農業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）であり、日本農業遺産の認定基準に基づき、農林水産大臣により認定されています。現在 22 地域が日本農業遺産に認定されています（令和 4 年 4 月現在）。



「参考」 世界農業遺産や日本農業遺産の認定地域は下記から確認することができます。

農林水産省「世界農業遺産・日本農業遺産」

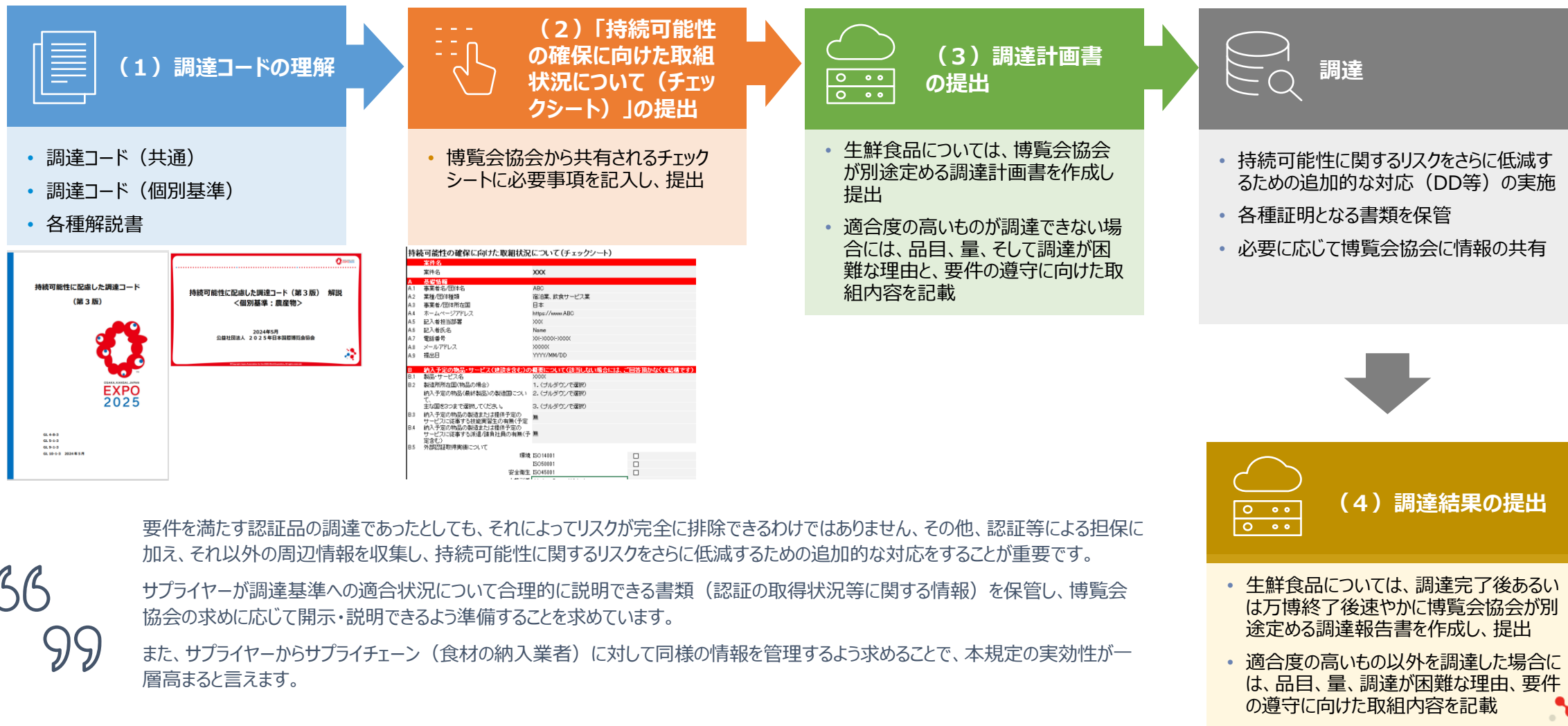
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/index.html>

こうした推奨される取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容及び調達状況を自社HP等で公表することとします。また、博覧会協会は優れた取組事例として博覧会協会HP等にて公表するとともに表彰します。





# サプライヤーに求められる書類等



要件を満たす認証品の調達であったとしても、それによってリスクが完全に排除できるわけではありません、その他、認証等による担保に加え、それ以外の周辺情報を収集し、持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応をすることが重要です。

サプライヤーが調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、博覧会協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。

また、サプライヤーからサプライチェーン（食材の納入業者）に対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。

## 持続可能な調達ワーキンググループ資料

[【資料5-4】東京大学大学院中嶋教授説明資料「農産物調達における課題」](#)

[【資料7-2-2】農・畜・水産物、パーム油の個別基準に対する主な農林水産省の意見](#)

